



はいさい



編集企画・発行
 沖縄防衛局
 総務部報道室
 〒904-0295
 嘉手納町字嘉手納290番地9
 TEL (098) 921-8131
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

北澤防衛大臣来沖



会談場所へ向かう北澤大臣（嘉手納飛行場）

記者会見の様子

目次

CONTENT

東北地方太平洋沖地震に係る在沖自衛隊及び在沖米軍の活動状況	2
北部訓練場の過半の返還に伴うヘリコプター着陸帯の移設工事を再開	4
ギンバル訓練場の機能移設整備工事完了	6
新たな防衛計画の大綱に係る防衛セミナー開催と地元自治体等への説明	7
米軍再編に係わる移転訓練先の拡充	8
平成22年度日米文化交流事業実施	8
外国籍の駐留軍等労働者の雇用	9
基地周辺対策事業における研修会の開催	9
名護防衛事務所及び金武出張所の設置	9
防衛施設周辺対策事業	10
航空機による地上デジタル放送の受信障害対策等に関するお知らせ	11
住宅防音工事の事務手続に関するお知らせ	12

北澤防衛大臣は、平成二十三年一月十九日夜沖縄入りし、二十日午前、仲井眞県知事と会談（写真上）を行いました。この会談では大臣から、嘉手納飛行場に常駐している航空機について、グアムを新たな移転先として追加する移転訓練を実施し、同飛行場周辺の騒音軽減を図る旨の説明がありました。その後、自衛隊機により沖縄本島に所在する主な米軍施設を上空から視察しました。

またその日の午後には、嘉手納飛行場、ギンバル訓練場、普天間飛行場及び牧港補給地区の視察等を行い、那覇市内において記者会見を行い帰任しました。

東北地方太平洋沖地震に係る在沖自衛隊及び在沖米軍の活動状況

今回の災害により亡くなられた方々に対し心より哀悼の意を表すとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震がもたらした未曾有の被害に対し、沖縄に所在する自衛隊及び米軍からも被災地に部隊が派遣され、捜索・救難、生活支援等の活動を行っています。ここでは、被災地における各自衛隊及び米軍の活動状況をご紹介します。

在沖自衛隊の活動（3月31日現在）

【陸上自衛隊】

3月16日、第15旅団は、避難所等における給水・給食の生活支援のため、第15後方支援隊及び第51普通科連隊を主力に人員約100名（現在は約130名）、炊事車や水トレーラーを含む車両約40両（現在は約50両）を派遣し、宮城県南三陸町にて活動しています。



【給水支援を行う陸上自衛隊員】



【給食支援を行う陸上自衛隊員】

【海上自衛隊】

3月11日、沖縄基地隊は、おおむね仙台～釜石の沿岸部における捜索・救難活動のため、第46掃海隊所属の掃海艇2隻（「あおしま」及び「ししじま」）を派遣しました。

派遣された隊員は、水中処分隊の隊員10名を含む約90名です。



【捜索・救難活動を行う海上自衛隊員】



【給水支援を行う航空自衛隊員】



【C-1による救援物資輸送】

【航空自衛隊】

南西航空混成団は、給水支援のため、3月12日、人員5名を、翌13日～17日にかけて、人員約140名（現在は約170名）及び給水車、水タンクトレーラーを含む車両等約20両（現在は約30両）を松島基地及び周辺自治体（宮城県東松島市、石巻市）に派遣しています。

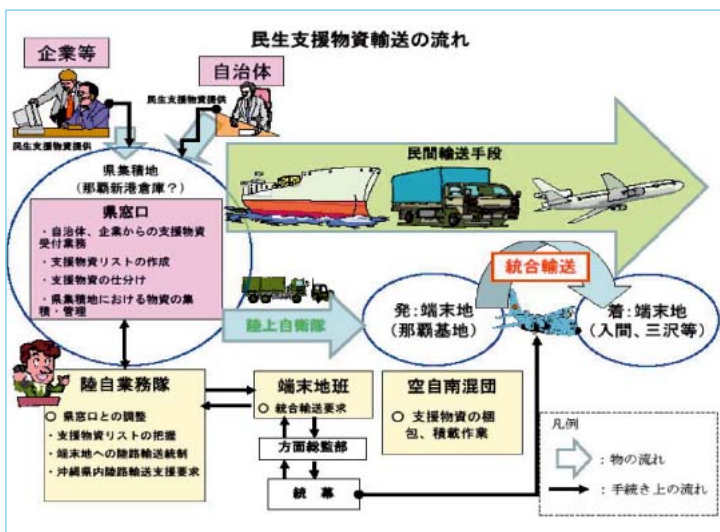
また、3月19日、「地方公共団体及び民間からの救援物資の自衛隊による輸送スキーム」（下図参照）により、沖縄県民及び米国慰問協会から提供された救援物資をC-1輸送機2機により福島県へ輸送し、3月24日及び3月28日には、救援物資をC-130輸送機1機によりそれぞれ松島基地及び福島県へ輸送しました。

さらに、3月20日、福島第1原発施設への放水による冷却支援のため、指揮官他消防職等11名の隊員を派遣しています。

沖縄防衛局としては、被災した建物等の診断や米軍との通訳等の支援のため、技術支援チームや語学職の派遣要請があった場合に備え、準備しているところです。

なお、沖縄防衛局の職員一同より被災された方々に対する義援金として、約120万円を沖縄県を通じて被災地へ送らせていただきました。

（写真提供：防衛省）



在沖米軍の活動 (3月31日現在)

【海兵隊関係】

3月12日以降、第3海兵遠征軍、在沖海兵隊基地司令部所属の海兵隊員、水兵及び軍属・日本人従業員の合計約900名が派遣されています。

主な派遣部隊は、第3海兵遠征軍、在沖海兵隊基地司令部、第1海兵航空団、第3海兵遠征旅団です。

このほか、第31海兵遠征部隊所属の海兵隊員約2,200名が、エセックス、ハーバーズフェリー、ジャーマンタウンの3隻に乗船し、遭難者の捜索等を行っており、また、3月26日に宮城県松島市大代区公民館に暖房や水道のない住民の為にシャワー設備を設置しました。

航空機については、回転翼8機(CH-46E)、固定翼8機(KC-130J)の合計16機を派遣しており、物資の輸送等の支援活動を行っています。

主な活動内容については、避難所で必要な物資の輸送を様々な場所で行っており、航空自衛隊松島基地(宮城県松島市)においては、沖縄から空輸したブルドーザー等の機材を用いて同基地を物資の拠点に使用できるよう整備するとともに、自衛隊と共同で放射能の観測・監視、物資(水、灯油、食品等)の輸送を実施しました。

また、陸上自衛隊東北方面隊(宮城県仙台市)と連携し、物資(毛布、水、灯油、食品、玩具、電池等)の輸送・提供、工兵部隊による仙台空港の滑走路のがれき除去等の復旧活動を行いました。

エセックスに搭乗している海兵隊パイロットは、岩手県宮古市に飲料水と毛布等の物資を輸送し、また、海岸線の捜索活動を実施するなどの支援活動を行っています。



写真提供：在沖米軍海兵隊報道部
【港湾内の瓦礫を除去する第3海兵遠征軍の隊員】



写真提供：在沖米軍海兵隊報道部
【瓦礫を除去する第3海兵遠征軍の隊員】



写真提供：米空軍第18航空団広報局
【第33救難中隊による負傷者の病院搬送】

【空軍関係】

HH-60救難ヘリコプター5機、100名以上の人員が捜索救難活動等を実施し、また、第353特殊作戦群も、115名の空軍兵と3機の航空機を派遣し、DECA(国防省食料調達機関)より提供を受けた2万ポンド(11,600ℓ)の飲料水を三沢基地へ輸送しました。

第320特殊戦術中隊、第33救難中隊及び第31救難中隊所属の合同チームの隊員(全員嘉手納飛行場から展開)は、食糧、飲料水及び医療物資を横田基地から気仙沼市へ空輸しています。

【陸軍関係】

在沖米陸軍トリイ通信施設基地管理本部兵站局は、救難物資延べ11パレット分(毛布約4,000枚、寝袋約500袋等、重量約19,800kg)を被災地(宮城県石巻市等)へ輸送するなど、在沖米陸軍の軍人約90名が宮城県に派遣されました。

【海軍関係】

ホワイト・ビーチ所属の第76戦闘機動部隊の隊員約100人が災害支援のため、エセックス及びブルーリッジへの乗船並びに横田基地等へ派遣されました。

このほか、災害支援に参加している海軍艦船へ食料等の物資補給や燃料補給等後方支援を行っています。

北部訓練場の過半の返還に伴うヘリコプター着陸帯の移設工事を再開

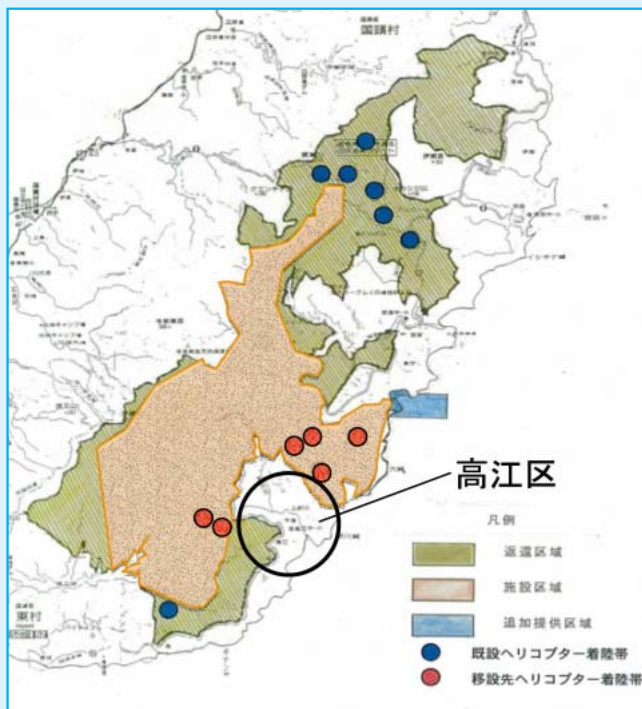
北部訓練場の過半返還に伴う移設作業

- 北部訓練場（約7,500ヘクタール）の過半（約4,000ヘクタール）の返還については、沖縄県の方々の負担を軽減することを目的として日米間で合意されたSACO最終報告に盛り込まれた措置の一つであり、できるだけ早期の返還を実現することが重要であると考えています。

北部訓練場の過半返還が実現した場合、沖縄本島に占める米軍専用施設の割合約18%（約21,900ヘクタール）が約14%（約17,900ヘクタール）に縮小されます。

- 北部訓練場の過半の返還条件であるヘリコプター着陸帯の移設については、沖縄県を始め東村及び国頭村から御理解をいただいております。沖縄県の方々の負担の軽減を図るため、着実に事業を進める必要があると考えています。

- 本事業については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象外ではあるものの、沖縄北部（ヤンバル）の自然環境保全に最大限配慮することが重要であるとの認識から、当局の自主的判断により沖縄県環境影響評価条例に準じ環境影響評価の手続きを経た後、工事に着手したところです。



これまでヘリコプター着陸帯の移設工事の再開に向けて鋭意準備を進めてきたところですが、昨年12月22日、所要の準備が整ったことから工事を再開しました。

当局としては、沖縄県民の長年の負担を軽減することを念頭に、北部訓練場の過半の早期返還を実現するため、引き続き、安全かつ円滑な工事を実施するよう努めてまいりたいと考えています。

北部訓練場周辺の騒音測定

- ヘリコプター着陸帯の移設工事に関連し、昨年7月の地元要請を踏まえ、本年3月に北部訓練場周辺の東村高江区において、地元と調整の上、区内の2か所に騒音測定器を設置しました。
- 今後、測定結果については、適時適切に、地元東村及び高江区へ説明したいと考えています。
- 当該測定により客観的な騒音状況が明らかになると考えており、米軍ヘリコプターの訓練により、周辺地域における生活環境に及ぼす影響が著しい場合には、地元の要請を踏まえ、米側に対し測定データを示し、周辺住民の生活環境への配慮を申し入れたいと考えています。



Q1 東村高江区の集落を取り囲むようにヘリコプター着陸帯を新設することは、高江区にとって負担増となるのではないですか。

- A1**
- ヘリコプター着陸帯移設後の騒音については、環境影響評価において、試験飛行による騒音調査の結果等を用いて、高江区の騒音を予測したところ、環境省の指針値である60dB以下を満たす評価結果が出力されています。
 - また、米軍からはヘリコプターの運用に関して、住宅及び学校の上空をできるだけ回避するなど地域住民への影響を最小限にする旨の回答を得ているところです。
 - 昨年7月に地元高江区より8項目の要請（騒音測定及び航空標識灯の設置等）及び事業要望が提出されていますが、地元の方々が懸念する騒音の状況等については、本年3月より騒音測定を開始するとともに、高江区公園設置助成事業については、平成22年度に予算措置し平成23年度に完成させるよう既に取り組みしております。その他の要望についても引き続き誠意を持って対応してまいります。

Q2 北部訓練場の返還されない部分には、現状でも15箇所のヘリコプター着陸帯が存在しており、更に増設する必要があるのですか。

- A2**
- ヘリコプター着陸帯の移設については、SACO最終報告において「ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する」旨が日米間で合意されているところであり、北部訓練場の過半を返還することに伴う現有機能の移設であり、増設には当たりません。
 - 当初は返還される区域内にある既設のヘリコプター着陸帯7か所を北部訓練場の残余の部分に移設する計画でしたが、日米間で協議を行い、ヤンバルの自然生態系を保全するための配慮として平成18年2月の日米合同委員会において、移設する着陸帯を7か所から6か所に変更することについて合意したものです。
- 当該移設工事を行うことにより、北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）が返還されることはもとより、ヘリコプター着陸帯22か所が21か所に減ることになり、沖縄県の方々の御負担が軽減されると考えています。

Q3 ヘリコプター着陸帯の移設工事は、北部地域（ヤンバル）の貴重な自然を壊すものではないですか？

- A3**
- ヘリコプター着陸帯を整備する全体面積は、現在の北部訓練場全体面積の約0.04%にとどまり、北部地域（ヤンバル）の自然環境に及ぼす影響は小さいと考えられます。実際に、環境影響評価の結果においても、大気質・騒音・生態系などの全ての評価項目において、環境に及ぼす影響は小さいと評価されています。
 - 更に、具体的な環境保全措置としては、工事に着手する前に貴重動植物を移動・移植するなどの措置を行い、工事中のみならず、完成後においても早期に自然が回復するよう配慮しており、北部地域（ヤンバル）の貴重な自然を壊すものではありません。

Q4 「環境影響評価図書」で早朝の工事はしないとしているのに、どうして早朝に工事を行うのですか？

- A4**
- 「環境影響評価図書」においては、騒音及び振動に係る工事中の環境保全措置として「早朝や夜間、日曜及び祝日の工事は原則として実施しません。」としています。
 - 今回、早朝に行った作業は、資材を搬入する等の作業であり、大きな騒音及び振動を伴わないため、「環境影響評価図書」に反するものではありません。
 - なお、当局は今回も含めこれまでに早朝や夜間に、大きな騒音及び振動を出すような工事は一度も行っておりません。

Q5 ノグチゲラ等の貴重な鳥類の繁殖期間である3月から6月までの間も、工事は行われるのですか？

A5 ● 沖縄県北部地域（ヤンバル）の自然環境の保全に最大限努力するとの観点から、3月から6月までの間は、ノグチゲラを始めとする多くの貴重な鳥類の繁殖期間であることから、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が鳥類の繁殖に影響を及ぼすことを回避するため、土工事等の建設機械を使用する作業は控えることとしています。

Q6 沖縄防衛局が原告として提訴している「通行妨害禁止請求事件」の裁判中は、工事を止めるべきではないですか？

A6 ● 「通行妨害禁止請求事件」は、平成19年7月、工事に着手して以降、基地建設に反対する人々からの通行妨害行為があり、工事を安全かつ円滑に行えない状況であることから、平成20年11月に妨害行為を禁止する旨の仮処分命令の申立てを行ったものです。

● 平成21年12月、那覇地方裁判所は、中心的な妨害者の2名に対し、妨害行為を禁止する旨の決定を下しました。これを受け、債務者ら（妨害者2名）が、同地裁に対し、本裁判を提起するよう「申立て」を行ったところ、同地裁から国に対し、本裁判を提起するよう命令が下されました。

● 国が提訴しない場合、債務者らの申立てにより仮処分の決定が取り消されることから、止むを得ず、平成22年1月、中心的な妨害者2名に対する通行妨害禁止を求め提訴したものです。

● この訴訟は、国が工事の円滑な実施のために通行妨害の禁止を求めるものであって、工事実施の是非を問うものではないことから、当局が安全に最大限配慮しつつ、工事を実施することについて問題はありません。

ギンバル訓練場の機能移設整備工事が完了！

平成8年12月のSACO最終報告において、ギンバル訓練場のヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場に、泥土除去施設と消火訓練施設をキャンプ・ハンセンに移設した後、ギンバル訓練場を全面返還することが日米間で合意されました。

平成19年6月、金武町長の受入れ表明を踏まえ、平成20年1月に日米合同委員会において移設整備工事が基本合意されました。金武ブルー・ビーチ訓練場に整備したヘリコプター着陸帯は平成21年11月に米軍へ提供し、泥土除去施設は平成22年12月にキャンプ・ハンセンへの移設工事が完了、現在米軍への提供手続中です。

消火訓練施設については、キャンプ・ハンセン内に移設整備する工事が、本年3月末に完成したので、ギンバル訓練場の全面返還が本年7月を目途に返還されるよう引き続き最大限努めてまいります。



工事実施に当たって

消火訓練施設等の近傍には、通信施設があることから、工事に使用する建設機械類等についても電磁波障害を起こさない機械を使用する必要があり、米軍関係者と綿密に情報交換や調整のうえ、約400種にのぼる使用機器類すべてについて電磁波障害の検査等を行い、電磁波障害を生ずるおそれのある機器についてはすべて障害防止部品を取り付けて工事を実施しました。

本移設事業の実現に当たり御協力いただいた、沖縄県、金武町、同町並里区、米軍関係各位及び請負者の工事関係者の皆様に感謝申し上げます。

新たな防衛計画の大綱等に係る防衛セミナー開催と 地元自治体等への説明

沖縄防衛局は、昨年12月17日に安全保障会議及び閣議において決定された「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成23年度から平成27年度）」について、県内自治体への説明を行うとともに、広く県民の方々にその内容を説明するために、県内3ヵ所の会場において防衛セミナーを開催し、計約1,000名の方々に来場して頂きました。



第10回セミナー(名護市)における
局長挨拶

(1) 防衛セミナー

1月25日（名護市）及び26日（那覇市）の防衛セミナーでは、広田一防衛大臣政務官と防衛省防衛政策局防衛計画課の堀地徹課長を、2月24日（北谷町）のセミナーでは、松本大輔防衛大臣政務官と防衛省防衛政策局防衛政策課の鈴木敦夫課長をそれぞれ講師に招き、新防衛大綱・新中期防に係る策定の経緯と意義、新たな防衛力構想、防衛力の構造改革、人事制度改革、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化への対応等について説明を行いました。

また、南西地域における主要事案として、沿岸監視部隊を配置することや、那覇基地における戦闘機部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に改編すること等についても説明しました。



第10回セミナー(名護市)において講演する広田政務官



第12回セミナー（北谷町）において質疑応答を行う松本政務官（左）

(2) 県内自治体への説明

1月11日に県庁において、真部沖縄防衛局長より仲井眞知事に対し新防衛大綱、新中期防の内容を説明したほか、2月3日には沖縄県立博物館・美術館で行われた沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会総会に引き続き開催された同協議会主催の勉強会において、出席した21市町村長等に対し鈴木防衛政策課長から説明を行いました。

また、沖縄防衛局としては、その他の市町村に対しては順次説明を行っているところです。



沖縄県軍用地転用促進基地問題・協議会総会後の勉強会

新たな防衛大綱及び中期防についての資料は、防衛省ホームページ
(<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/index.html>)に掲載されていますのでご覧ください。

米軍再編に係わる移転訓練先の拡充

平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて協議を行ってきまして、平成23年1月20日、日米合同委員会において、航空機訓練移転のグアム等への拡充について次のとおり合意しました。

【日米合同委員会合意概要】

1 目的

- (1) 二国間の相互運用性を向上させる必要性に沿った訓練移転を実施するとともに、航空機訓練移転元となる米軍航空施設における訓練活動の影響を軽減する。
- (2) 二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充し、航空機訓練移転の改善を含む沖縄県外における二国間及び単独の訓練の拡充を通じ、嘉手納における更なる騒音軽減を図る。

2 内容

- (1) 現行の航空機訓練移転及び拡充された航空機訓練移転の新たな移転先として、米国政府の施政の下にある領域を追加する。
- (2) 上記に係る訓練移転の内容は次のとおりである。
 - a 訓練には、日米両政府間での調整に基づき、共同訓練、米側による単独訓練、又はその両者が含まれ得る。
 - b 訓練には、空対地訓練及び双方が合意したその他の訓練が含まれ得る。
 - c 1回当たりの米国戦闘機の数、最大20機程度とする。
 - d 訓練移転を支援する米国航空機の機種は、空中給油機、輸送機、AWACSを含むがこれに限定されない。
 - e 1回当たりの飛行訓練日数は、最大20日間程度とする。当該日数については、航空機の展開・撤収は含まれない。訓練計画は日米両政府間で調整される。

3 訓練移転の拡充に係るその他の内容や具体的な実施に向けた詳細については、引き続き、日米両政府間で調整される。

また、上記について、同日、北澤防衛大臣より仲井眞知事にお伝えし、当局から嘉手納飛行場周辺自治体等にお知らせしました。

平成22年度日米文化交流事業実施

【いちやりばちゅーでー：Japan-US Friendship Day】



意見交換の様子

2月25日、沖縄防衛局では、約210名の日米の関係者をお招きして、平成22年度日米交流事業を実施しました。この事業は、基地周辺の方々と在日米軍人及びその家族との相互理解の深化を図ることを目的に、平成20年度から実施しているものです。第1部では、在沖米海兵隊外交政策部から第3海兵遠征軍の組織、任務等の概況説明と海兵隊が実施している事件・事故の防止策の説明がありました。

第2部では、第18航空団広報局から嘉手納飛行場の組織、任務等の概況と同飛行場憲兵隊から嘉手納飛行場で実施している事件・事故の防止策について説明がありました。

第3部は、事件・事故の防止策に係る意見交換会を行い、日本側は沖縄市及び北谷町の商工会、商店街、自治会等から19名、米側は在沖米4軍の基地司令部、渉外部、憲兵隊、生活指導巡回隊員等32名が参加し、実効的な事件・事故防止策についての提案等がありました。

第4部は、主催者の挨拶、米側代表挨拶、地元代表挨拶の後、日米共同で琉球舞踊、三線、空手、エイサーを演舞し、また、第3海兵遠征軍音楽隊による演奏会も行われました。

多くの方々のご支援、ご協力を頂き、今回の交流事業を無事開催することができました。紙面を借りて感謝申し上げます。



エイサーを演舞する日米参加者

外国籍の駐留軍等労働者の雇用

駐留軍等労働者の雇用については日米地位協定第12条4において「現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。」と規定されています。

また、この規定の下、日米間で締結している基本労務契約等の3つの労務提供契約においては、基本労務契約（MLC）及び船員契約（MC）は「合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族以外の者で、通常日本国に居住する者」、諸機関労務協約（IHA）は「日本国に居住する合衆国人でないすべての民間人」を雇用できることとなっています。

このように外国籍の者であっても労務提供契約の資格要件を満たせば、駐留軍等労働者として雇用することについて国籍による差は設けていません。

平成22年3月末現在で、沖縄県内の外国籍の駐留軍等労働者の方は50人（沖縄県内の駐留軍等労働者は約9,000人いますので、その約0.5%に当たります）在籍していますが、いずれの方々も法律に基づく「永住者」、「日本人の配偶者等」等の日本国内での就労に制限のない在留資格を持っています。

また、外国籍の駐留軍等労働者も、他の日本国籍の駐留軍等労働者と全く同じく所得税、住民税、社会保険料を納めています。

したがって、外国籍の駐留軍等労働者を雇用することについては法的な問題はありません。むしろ駐留軍等労働者の雇用に当たり労働者の国籍により差別的な扱いをすることは、雇用主として適当ではないものと考えています。



基地周辺対策事業における研修会の開催

金武町からの要請を受け、2月24日、金武町役場内において、同役場の実務担当者約30名の参加者を対象に基地周辺対策事業の研修会を行いました。

当局から金武防衛事務所長及び企画部施設対策計画課長ほか周辺対策関係各課の担当者が講師として、沖縄防衛局の組織、環境整備法の制度及び同法に基づく各種事業の採択要件、補助事業に係る事務手続き、財産処分などについて県内の補助事業実績等の事例を交えて説明しました。

当日は、参加者からの質疑等もあり、補助事業への関心の高さが感じられる意義ある研修となりました。また、伊藝副町長から「今後も継続して研修を計画したい」との言葉を頂きました。

当局としましては、今後とも、関係自治体から要請があれば、具体的な事例を取り入れながら分かりやすい研修を積極的に進めたいと考えております。



研修会の様子

名護防衛事務所及び金武出張所の設置

防衛省は、キャンプ・シュワブなど沖縄県の北部地域における基地行政業務に適切に対応できる体制を整備するため、平成22年12月28日、名護防衛事務所設置準備事務所を設置し、準備作業を進めていたところ、今般、その準備が整ったことから、平成23年3月31日、名護市辺野古に名護市以北を管轄する名護防衛事務所を設置しました。

また、名護防衛事務所の設置に伴い、同日、金武町、宜野座村及び恩納村を管轄する金武出張所を設置しました。

○名護防衛事務所

住所：〒905-2171 名護市字辺野古134番地1
電話：0980-50-0326 FAX：0980-50-0327

○金武出張所

住所：〒904-1202 金武町字伊芸76番地1 2F
電話：098-968-3100～3101 FAX：098-968-3102

名護市東海岸地域(二見以北10区)における地域交流拠点施設グランドオープン式典

3月5日、名護市東海岸地域(二見以北10区)における地域交流拠点施設(施設名:わんさか大浦パーク)のグランドオープン式典及び祝賀会が開催され、地域住民を始め、多くの関係者が参加し、施設の完成を祝いました。

本施設は、沖縄北部特別振興対策事業として、地域の活性化と人口の定住化を図ることを目的として整備されたもので、地域に根付く文化・芸能を披露する広場や、地元の新鮮な農産物等を取り扱う直売所、食材提供室等を備えています。

平成22年10月、プレオープンし、各種イベント、特産品の販売、調理実習室や地域情報の提供が行われてきましたが、この度、食材提供室等が稼働しレンタサイクル及びシーカヤック体験事業が展開され、施設の運営体系が全て整ったことから、グランドオープンの運びになりました。

式典において、稲嶺名護市長から「施設の整備に当たり、内閣府並びに沖縄防衛局を始め、関係者の皆様のご尽力に対し、この場をお借りして心より感謝申し上げます。」とお礼の言葉を頂きました。

当局としましては、今後、本施設が有効に活用され、二見以北10区地域の活動及び活性化に大いに貢献していくことを願っております。



テープカットの様子

施設対策計画課 田浦芳邦です。本事業を実施するに当たり、二見以北10区にとってより良い施設になるように、名護市担当者とは何度も調整を重ねてきました。施設オープン後、地元の皆様や多くの観光客が利用していたのを見て、苦労した甲斐があったと感じました。今後も近くを通った際には利用させていただきます。新鮮な野菜等が安価で手に入るのオススメです。

池間漁港製氷冷蔵施設が完成



製氷冷蔵室

宮古島市、池間漁港内において、このほど完成した「池間漁港製氷冷蔵施設」の落成式典が2月14日に挙行政され、宮古島市長を始め、池間漁業協同組合関係者等多くの方々が出席し完成を祝いました。

本施設は、漁業経営の安定化を図ると共に、地域住民の福祉の向上及び民生安定に寄与することを目的に「防衛施設周辺民生安定施設整備事業」により整備されたもので、漁獲物の鮮度保持のための冷蔵室や良質な氷の安定供給ができる製氷機などを有する施設です。

式典において、濱川組合長より「漁民が待ち望んでいた施設が完成し、関係各位の出席のもと、式典・祝賀会を開催できてうれしい」との挨拶があり、「この喜びをともにする事が出来ますのも、沖縄防衛局様、宮古島市長様、そして関係各位のご支援のたまものには他ならないものであります。ここに改めて心から感謝申し上げる次第でございます。」とお礼の言葉を

頂き、更に下地宮古島市長より「施設設置にご尽力された沖縄防衛局、沖縄県及び関係各位のご支援に対し深く感謝申し上げます。」とお礼の言葉を頂きました。

同組合からは、製氷機の故障により約7年間にわたって他の組合から氷を購入して対応していたところですが、温度が充分に低くない氷(-5℃以上)であったため、漁に出るとすぐに溶けてしまい、漁獲物の鮮度が保てなかったとのことでした。本施設の完成後は、約-10℃と低温で漁に出ても溶けにくい良質な氷が供給可能になったとのことをお話を聞いております。

当局としては、本施設の整備について民生安定事業により微力ながらお手伝いさせていただいたところですが、漁業経営には欠かせない良質な氷の安定供給や魚介類の安全・安心な鮮度保持向上に対応するため、本施設を十分に活用して頂き、宮古島市の漁業の更なる御発展に貢献できますことを願っております。

周辺環境整備課 飯森 健一です。本製氷冷蔵施設を整備するにあたって、宮古島市の担当者並びに組合関係者の方々から現有施設の状況や新施設に必要な機能、規模などの計画について多くの打ち合わせを重ねて参りました。また、業務調整の際に「多くの組合員がこの施設を待ち望んでいる、魚介類の鮮度保持のために氷は命」と市の担当者より聞いたときに早く施設を完成させなければと思った事を思い出し、本施設が完成した事は私としてもうれしい限りです。終わりに、宮古島市並びに池間漁協組合の皆様には、本製氷冷蔵施設を十分に活用していただき、漁業の益々の御発展を願っています。

沖縄市老人福祉センターが完成

防衛施設周辺に居住する老人の健康増進、教養の向上など健全で安らかな生活が営まれることを目的として建設された「沖縄市老人福祉センター」が完成し、平成23年1月13日に完成記念式典並びに祝賀会が開かれ、多くの市民を始め、関係者が出席し施設の完成を祝いました。

当局は、本施設の建設に当たり、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく民生安定助成事業(防音助成)により、お手伝いさせていただきました。

式典において東門市長から「市民一人ひとりが生き生きと生活できるための地域社会の実現をめざす拠点施設として、市民の皆様にご活用いただけるものと確信しております。」と言葉を述べられ、大きな期待を寄せられていました。

当局としましては、施設建設に協力させて頂いたことを喜んでいるところであり、今後とも防衛施設周辺住民の皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための各種施策の推進に取り組んでいきます。



施設の外観

防音対策課 花城繁正です。本事業を実施するに当たり、沖縄市にお住まいの老人の要望に応えられるよう沖縄市の担当者と調整を重ねました。立派な施設が出来上がったことで、皆様方から喜ばれるものと考えております。

航空機による地上デジタル放送の受信障害対策等に関するお知らせ

当局では、市町村からの要望を踏まえ、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の宜野湾市、沖縄市、うるま市、嘉手納町及び北谷町における航空機による地上デジタル放送の受信障害について、専門業者に委託して調査を実施しました。その結果、航空機による受信障害が発生する可能性がある区域については、補助事業で対策を実施することとしております。

1 宜野湾市について

(1) 受信障害が発生する可能性がある地区：新城、普天間、野嵩の一部地区

具体的な地区及び対策の内容については、改めて本誌等で周知させていただきます。

(2) 沖縄親局（豊見城市）を受信すると航空機による受信障害が発生する可能性があるが、宜野湾中継局

（沖縄電力牧港火力発電所煙突上）を受信した際には障害が確認されなかった地区：大山、喜友名、伊佐

これらの地区では、宜野湾中継局にアンテナを向けてください。

なお、その他の地区では受信障害は確認されませんでした。

2 沖縄市について

沖縄親局（豊見城市）を受信すると航空機による受信障害が発生する可能性があるが、胡屋中継局（沖縄

市役所屋上）を受信した際には障害が確認されなかった地区：美里3～6丁目、美原1～4丁目、字美里、

字松本、松本6丁目、越来3丁目の一部地区

これらの地区では、胡屋中継局にアンテナを向けてください。

なお、その他の地区では受信障害は確認されませんでした。

3 うるま市、嘉手納町及び北谷町について

受信障害は確認されませんでした。

（宜野湾市受信局位置図）



（沖縄市受信局位置図）



《注意事項》

- ・ 現在地上デジタル放送が良好に受信できている方は、対応の必要はありません。
- ・ 建物等周囲の状況により、この結果と異なる方向に向けた方が良好な場合もあります。
- ・ アンテナの調整により受信局を変更すると、地上デジタル受信機（テレビ、チューナー、録画機等）の初期設定も必要となります。
- ・ 屋根上等、高所での作業には危険が伴いますので、自信がない方は専門業者等に依頼してください。

《問い合わせ先》

- ・ 航空機による受信障害に関する問い合わせは、沖縄防衛局（周辺環境整備課）までお問い合わせ下さい。

電話 (098)921-8181(内線265) (平日 9時～正午、13時～17時)

住宅防音工事の事務手続に関するお知らせ

防衛省では、自衛隊飛行場などの周辺におきまして、航空機騒音の防止又は軽減のため住宅防音工事の促進に努めております。

住宅防音工事を実施する住民の方々には、補助金の交付申請を行っていただいてから補助金をお支払いするまでの間に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく各種事務手続を行っていただいております。

この事務手続に係る費用については、これまで「地方事務費」として助成しており、多くの方は第三者に委託していましたが、平成22年5月に行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、住宅防音工事に関する地方事務費の制度については「廃止」との評価結果となりました。

詳細は内閣府ホームページをご覧ください <http://www.cao.go.jp/sasshin/shiwake/detail/2010-05-20.html>

防衛省では、事業仕分けの評価結果や指摘事項を踏まえ、地方事務費の制度は廃止いたしますが、住民の方々にご負担をお掛けすることなく、円滑に事業を進める必要があると考えております。

このため、平成23年度から、地方事務費の制度の廃止に伴う措置として、各種書類の作成等の事務手続につきましては、防衛省や防衛省が委託した者がお手伝いをいたします。

防衛省といたしましては、これまでと同様に、住民の方々にご負担が掛からないようお手伝いさせていただきますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、地方事務費制度の廃止により、従前と異なり、住民の方々が自ら事務手続を行う場合においては要した費用をお支払いすることはできませんので、御注意下さい。

お問い合わせ先 沖縄防衛局 企画部 住宅防音課 098-921-8150 (直通)

長い間のご尽力に感謝申し上げます

3月31日付定年退職者



公務員生活三十五年、那覇防衛施設局に奉公し、防衛施設庁を経て最後に沖縄防衛局で無事定年を迎えることになりました。これも偏に諸先輩及び職員一同の支援の賜と感謝申し上げます。特に、当局の防衛施設行政が円滑に実施出来ますのも、各部の協力と関係自治体等のご理解とご協力を得て達成されるものであります。

平成二十三年度におきましても、沖縄防衛局の業務は益々複雑困難なものとなると思いますが、これまで培った知識と経験を活かし、良き成果を出せることを退職者一同切に期待しております。

沖縄防衛局の益々のご発展を期してやみません。

ありがとうございました。

(退職者代表 長嶺英光)

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。

連絡先：沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp

